

漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領

漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第34条においては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）に基づく農林水産省令の規定であつて法第119条第2項各号に掲げる制限又は禁止は、試験研究、教育実習その他特別の事由により農林水産大臣の許可（以下「適用除外の許可」という。）を受けた者が行う当該試験研究等（以下単に「試験研究等」という。）については、適用しないこととされた。

この事務処理要領は、適用除外の許可の審査基準、申請手続等に関し必要な事項を定めるものである。

第1 適用除外の許可事由

適用除外の許可事由について、規則第34条に該当するその他特別の事由としては、漁業調整上の理由により一時的に制限又は禁止を解除する場合及び混獲又は座礁した鯨類等の治療を目的として保護するための一時的な収容（以下「一時収容」という。）に当たる場合とする。

第2 適用除外の許可の申請ができる者

1 適用除外の許可の申請（2に定める適用除外の許可の申請を除く。）は、次の①から⑥までに掲げる者に限るものとする。

- ① 国又は地方公共団体
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）又は大学
- ③ 独立行政法人又は地方独立行政法人
- ④ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（「認定改革計画及び認定漁業復興計画に基づく収益性の実証等のための試験操業取扱方針」（平成20年3月24日付け19水管第2893号水産庁長官通知）の第2の(1)の要件を満たす場合に限る。）
- ⑤ 国又は地方公共団体の委託を受けて試験研究又は教育実習を行う法人
- ⑥ その他農林水産大臣が適当と認める者

2 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第88条、第91条、第93条又は第94条に係る制限又は禁止の適用除外の許可の申請は、1①から⑥までに掲げる者に加え、次の①から③までに掲げる者に限るものとする。

- ① 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- ③ 特定非営利活動法人

第3 適用除外の許可の申請

適用除外の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産大臣に対して、船舶を使用する場合にあっては船舶ごとに、それ以外の場合にあっては当該試験研究等ごとに、別記様式第1号の試験研究等に関する申請書に、次の1から5までに掲げる書類を添え、提出しなければならない。ただし、許可又は不許可の判断に必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

- 1 試験研究等に係る計画書
- 2 申請者が第4の1(3)又は2(2)を誓約する書面
- 3 船舶を使用する場合にあっては、漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本及び船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し
- 4 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合にあっては、当該権利を有することを証する書面
- 5 その他適用除外の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

第4 適用除外の許可の申請の審査基準

- 1 第2の1の適用除外の許可の申請は、次の(1)から(3)までの全てを満たす場合に許可をするものとする。
 - (1) 試験研究等の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められること。
 - (2) 試験研究等の目的及び計画の内容が、水産資源の保存及び管理並びに漁場の使用に関する紛争の防止の観点において支障がないと認められること。
 - (3) 申請者が、次の①から④までに掲げる者に該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
- 2 第2の2の適用除外の許可の申請は、次の(1)及び(2)を満たす場合に許可をするものとする。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ① 許可省令第88条に規定する水産動植物若しくは許可省令第94条に規定する鯨（以下「保護対象水産動植物」という。）の個体（混獲され、又は座礁し、漂着し、若しくは漂流しているものであって、既に死亡しているものに限る。）を用いる試験研究であって、その目的が必要かつ妥当と認められること。
 - ② 保護対象水産動植物の一時収容であって、次のアからウまでの全てを満たすこと。
 - ア 当該個体が偶発的に混獲され、又は当該個体が座礁し、漂着し、若しくは迷入したものであること。
 - イ 当該個体の治療又は回復を目的とし、当該個体の治療又は回復の後に放流す

る計画を有していること。

ウ 当該個体の治療又は回復のために必要な施設及び技術を有していること。

- ③ 保護対象水産動植物、許可省令第91条に規定するひげ鯨及びまっこう鯨（以下「ひげ鯨等」という。）又は許可省令第93条に規定する歯鯨（以下単に「歯鯨」という。）の個体を用いる試験研究であって、採捕した個体に形態の計測、個体識別標識の装着、生体組織の採取等所要の調査行為を行った後に放流するものにあつては、次のアからエまでの全てを満たすこと。

ア 当該試験研究の目的が、採捕する水産動植物の種の保存又は将来的な持続的利用に資するものであること。

イ 採捕した個体の健康に可能な限り悪影響を与えないようにするための実施可能な措置が講じられ、当該試験研究の実施の後（個体識別標識を装着している状態を含む。）に放流する計画を有していること。

ウ 当該試験研究を行うために必要な施設、設備及び技術を有していること。

エ 国際機関の決議等に基づいた措置が講じられること。

- ④ 保護対象水産動植物、ひげ鯨等又は歯鯨の個体を用いる試験研究等（①から③までに定めるものを除く。）であつて、次のアからカまでの全てを満たすこと。ただし、当該個体が特殊な形態を有する等学術上極めて貴重な標本であると認められる場合又は当該個体の生息水域等の特殊性により当該個体を用いなければ当該試験研究の目的が達成できない場合には、次のアからエまでの全てを満たすこと。

ア 当該試験研究の目的が、採捕する水産動植物の種の保存又は将来的な持続的利用（増殖を含む。）に資するものであること。

イ 当該試験研究の目的が、採捕又は所持を伴わなければ達成できないものであり、致命的な手法又は当該個体の自然から隔離された人工的環境での飼養の手法による場合にあつては、これらの手法以外の手法では目的が達成できないものであること。

ウ 採捕又は所持しようとする個体数が、当該水産動植物の種の存続を脅かすものでないと認められる範囲内であること。

エ 当該試験研究を行うために必要な施設、設備及び技術を有していること。

オ 当該試験研究が、混獲され、又は座礁し、漂着し、若しくは迷入した個体を用いるものでないこと。

カ 採捕しようとする水産動植物が、許可省令第93条に規定する漁業により捕獲の対象となる種でないこと。

- (2) 申請者が、1(3)の①から④までに掲げる者に該当しないこと。

第5 適用除外の許可の有効期間

適用除外の許可をする場合において、1年を上限として、当該許可の有効期間を定めるものとする。ただし、第4の2(1)①の試験研究の場合の適用除外の許可にあつては、この限りでない。

第6 適用除外の許可の条件

適用除外の許可をするに当たり、次の1から3まで（第4の2(1)①にあつては、1及び2）に掲げる事項のほか必要な条件を付けるものとする。

- 1 適用除外の許可を受けた者は、当該許可に基づく試験研究等を行うときは、第7の1の許可指令書を携帯し、漁業監督官又は漁業監督吏員から要求があるときはこれを提示すること。
- 2 適用除外の許可を受けた者は、船舶を使用する場合にあつては、別記様式第2号の旗流を掲揚すること。
- 3 適用除外の許可を受けた者は、試験研究等の終了後、当該試験研究等の結果について、速やかに農林水産大臣に報告すること。

第7 許可指令書の交付

- 1 適用除外の許可をしたときは、当該適用除外の許可を受けた者に対して許可指令書を交付するものとする。この際、当該許可指令書には、第6の条件を記載することとする。
- 2 適用除外の許可を受けた者は、許可指令証を亡失し、又は滅失したときは、速やかに、農林水産大臣に対して、理由を付して農林水産大臣に許可指令書の再交付を申請しなければならない。
- 3 適用除外の許可を受けた者は、許可指令書の記載内容を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

第8 適用除外の許可の取消し

- 1 適用除外の許可を受けた者が次の(1)に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すこととし、(2)に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すことができるものとする。
 - (1) 第4の1(3)又は2(2)のいずれかを満たさなくなった場合
 - (2) 当該許可に係る条件又は漁業関係法令若しくは漁業関係法令に基づく処分に違反した場合
- 2 1に定める場合においては、あらかじめ行政手続法（平成5年法律第88号）及び農林水産省聴聞手続規則（平成6年農林水産省令第62号）の規定に基づき聴聞を行うものとする。

第9 標準的な事務処理期間

適用除外の許可に係る事務の標準的な事務処理期間は、30日とする。

附 則

- 1 この処理基準は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 漁業法第65条に基く省令による制限、禁止の規定を適用しない行為の件（昭和25年8月15日付け25水漁第3645号水産庁長官通知）及び水産資源保護法施行規則の一部を改正

する省令の制定について（平成5年4月1日付け5水研第209号水産庁長官通知）は、
廃止する。

別記様式第1号

試験研究等に関する申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記により、試験研究等の場合の適用除外の許可を受けたいので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第34条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする規定
- 3 試験研究等の内容
 - (1) 名称
 - (2) 漁具・漁法（又は採捕の方法）
 - (3) 主たる対象種
 - (4) 根拠地及び陸揚港（又は収容・保管場所）
 - (5) 操業区域（又は採捕の区域）
 - (6) 操業期間（又は採捕の期間）
- 4 使用する船舶
 - (1) 漁船登録番号
 - (2) 船名
 - (3) 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
 - (4) 船質
 - (5) 船舶総トン数
 - (6) 電波機器等の有無及びその種類
- 5 資料整備の方法
- 6 実績があるときは、その概要及び結果
- 7 収支の見込み
- 8 その他参考となる事項

(備考)

- 1 「漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領」（令和2年11月17日付け2水管第1583号水産庁長官通知。以下「事務処理要領」という。）第3の規定に基づき、申請書には次の(1)から(5)までに掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 試験研究等に係る計画書
 - (2) 申請者が事務処理要領第4の1(3)又は2(2)を誓約する書面
 - (3) 船舶を使用する場合にあっては、漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本及び船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し
 - (4) 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合にあっては、当該権利を有することを証する書面
 - (5) その他適用除外の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類
- 2 1(2)の書面は、別紙を参考に作成する。
- 3 船舶を使用しない試験研究等の場合の適用除外の許可の申請については、「4 使用する船舶」の欄並びに1(3)及び(4)の書類の添付を省略するものとする。
- 4 事務処理要領第4の2に掲げる許可の申請については、「7 収支の見込み」の欄を省略するものとする。
- 5 試験研究等を行うに当たり、「試験研究等の場合の非営利の確認の取扱い」（令和2年11月17日付け2水管第1584号水産庁長官通知。以下「取扱通知」という。）に基づき、「非営利の確認」を受ける必要がある場合には、申請書に「併せて、「非営利の確認」を受けたいので、関係書類を添えて申請します。」と記載することにより、取扱通知に基づく「非営利の確認」の申請を兼ねることとする。この場合、「非営利の確認」を行うに当たっては、取扱通知に基づき審査するものとする。

(別紙)

宣誓書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
- ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

別記様式第 2 号

